

職場におけるハラスメント対策推進セミナー開催要項

令和2年6月1日に施行された改正労働施策総合推進法に基づき、令和4年4月1日から、これまで努力義務だった中小企業における「パワーハラスメント防止措置」が義務化されました。

また、厚生労働省は、2月25日に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しています。

このため、ハラスメントのない、安心して働ける就業環境の実現に向けて、道内企業における対応を促進するため、以下のとおりセミナーを開催します。

記

1 対象者

道内企業の労務管理担当者

2 開催日時

令和4年4月27日(水) 14:30～16:00

3 開催方法

ZOOMを活用したオンライン方式

4 主催

北海道経済部労働政策局雇用労政課

5 プログラム予定

項目		時間
(1)	開会	5分
(2)	あいさつ	
(3)	ハラスメント全般 ※パワハラ中小義務化への対応を中心に	30分
(4)	カスタマーハラスメント マニュアルの説明	40分
(5)	特別相談窓口 センター 紹介	5分
(6)	質疑応答	10分
		90分

※プログラムは変更となる場合があります。

6 その他

セミナーの様子は撮影し、後日動画を配信する予定です。